

仙台市農業委員会第86回総会議事録

- 開催日時 令和7年5月29日（木曜日）午後3時から午後4時50分
- 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室
- 出席委員 15人
 - 会 長 1 番 赤間 敬
 - 会長職務代理者 2 番 嶺岸 若夫
 - 委 員 3 番 相原 元浩 4 番 阿部 康幸 5 番 大泉 権吾
 - 6 番 小野寺 潔 8 番 熊谷 幸夫
 - 9 番 郷古 雅春 10 番 齋藤 清太
 - 12 番 柴田 市郎 13 番 庄子 みゆき 14 番 鈴木 可和
 - 15 番 高橋 勝彦 16 番 高山 真里子 17 番 中嶋 紀世生
- 欠席委員 4人 7 番 菊地 郁夫、11 番 佐々木 功治、18 番 松原 菊男、
19 番 三浦 彰芳

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

- (1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (2) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

5 協 議

- (1) 令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価
- (2) 令和6年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
- (3) 令和7年度農地等の利用の最適化に関する意見（案）について
- (4) 令和8年度農林関係税制改正に関する要望（案）について

6 報 告

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- (3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について
- (4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について
- (5) 公共工事に伴う農地転用届出について
- (6) 売渡あっせん希望農地一覧表
- (7) 令和7年度農地パトロール（利用状況調査）の実施（案）について

7 その他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
振興係長	大越 聡	農地係長	伊藤 秀宣
振興係主任	山本 幸子	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会	(午後 3 時 0 0 分)
司会：振興係長	<p>それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 86 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。</p>	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：振興係長	<p>ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願ひいたします。</p>	
議 長 (赤間会長)	<p>本日は、7 番 菊地郁夫 委員、11 番 佐々木功治 委員、18 番 松原菊男 委員、19 番 三浦彰芳 委員から欠席の届けがありました。19 人中 15 人出席ですので、会議は成立しております。</p>	
3 議事録署名 委員の指名 議 長	<p>次に、議事録署名委員については、8 番 熊谷幸夫 委員、9 番 郷古雅春 委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p>	
議 長	<p>議案に入ります。 第 1 号議案から第 4 号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、5 月 22 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。最初に大泉委員長から調査の結果を報告願ひます。</p>	
大泉第一調査 委員会委員長	<p>第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、相原元浩委員、郷古雅春委員、高山真里子委員の 3 名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、庄子泰昭推進委員、加藤隆推進委員、若生宏明推進</p>	

委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が3件、売買による新規就農が2件、売買による農業承継が1件の合計6件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を郷古雅春委員から、番号3番と4番を高山真里子委員から、番号5番と6番を相原元浩委員からします。番号2番と4番は、口頭報告をします。

(書面報告)

(9番郷古雅春委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター3台、耕うん機1台、田植機3台、収穫機1台を所有し、家族4人で466aの
のぼる
農地を耕作しております。5月15日に加藤 隆 農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

郷古雅春委員
(9番)

番号2番は、売買により新規就農をするものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は、今まで家庭菜園等で小規模な野菜栽培を行っており、その経験や知識を生かし、今回農地を取得して新規就農するものです。耕うん機1台を購入予定で、1人で38aの農地にほうれん草などの野菜を栽培し、知人等へ配付する計画です。5月16日に今野友善農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(16番高山真里子委員報告)

番号3番は、売買により規模拡大をするものです。令和7年3月11日開催のあっせん会にてあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で1,113aの農地を耕作しております。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知(合意解約)が出ております。5月16日に庄子善一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

高山真里子委員
(16 番)

番号 4 番は、売買により新規就農をするものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は、これまで野菜の卸売関連の仕事に携わっており、関連する農業生産法人で農業の手伝いをしていました。今回隣接する住宅とともに畑を取得し、新規就農するものです。耕うん機 1 台を購入し、11 a の畑にさつまいもやトウモロコシなどの野菜を栽培し、自家消費する計画です。5 月 14 日に庄子栄農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(3 番相原元浩委員報告)

番号 5 番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 2 人で 623 a の農地を耕作しております。5 月 16 日に若生宏明農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号 6 番は、売買により農業承継するものです。法人の構成員が所有する農地を売買により所有権移転するものです。譲受人は現在、トラクター 4 台を所有し、構成員 2 人、役員 1 人、常時雇用の社員 1 人の 4 人で 305 a の農地を耕作しております。今後常時雇用する者を 4 人増員する予定です。農地所有適格法人の要件を満たしております。5 月 14 日に庄子泰昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 1 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

小野寺潔委員
(6 番)

番号 2 番について質問します。収穫物は販売ではなく知人等へ配付することですが、38a だと面積が大きく配付だけでは余るのではないのでしょうか。また、耕うん機 1 台の購入で全部を耕すことは難しいと感じます。聞き取り調査の状況を教えてください。

郷古雅春委員 (9番)	その点についても聞き取り調査をしました。連作障害等を考えて、全面積に作付けをせず、農地を休ませながら作付け場所をローテーションして利用する計画です。かなり余裕がある栽培計画にしたと伺っています。また、将来的には、JAや直売所での販売も行いたいということですが、まずは無理をせずに、知人や仕事上の関係者のところに配る予定です。
議 長	他に何かございますか。
高橋勝彦委員 (15番)	番号4番について伺います。取得農地面積が11aでその隣接の住宅を購入ということですか。
高山真里子委員 (16番)	そうです。隣の空き家になっている住宅と一緒に買ってリフォームし、来年には引っ越し、畑と一緒に作るという考えです。
議 長	他に何かございますか。
	(異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。
	(午後3時14分)
議 長	次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。
	大泉委員長から調査の結果を報告願います。
大泉第一調査 委員会委員長	第2号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私(大泉権吾委員)の5名で調査を行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが2件です。調査の結果報告は、番号1番を私(大泉権吾委員)から、番号2番を齋藤清太委員からします。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(書面報告)</p> <p>(5番大泉権吾委員報告)</p> <p>番号1番は、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であること</p> </div>

から第2種農地と判断しました。申請は、畑 113 m²を転用し、駐車場（4台）に 48 m²、通路等に 65 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は現地を既に整備済のため、費用が掛からないことを確認しております。なお、当該地農地は令和5年12月26日付けで農地法第3条許可により取得しましたが、一度も耕作しないまま、また、許可を得ないで駐車場として使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（10番齋藤清太委員報告）

番号2番は、駐車場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑 180 m²を転用し、駐車場（3台）に 70 m²、ごみ集積所に 3 m²、通路等に 107 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は現地を既に整備済のため、費用が掛からないことを確認しております。なお、許可を得ないで駐車場として使用していたことに対し、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

（午後3時16分）

議 長

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

を上程いたします。

大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の5名で調査を行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが2件、系統用蓄電池設置に転用するものが3件の合計5件です。調査の結果報告は、番号1番を三浦彰芳委員から、番号2番を庄子みゆき委員から、番号3番から5番を柴田市郎委員からします。番号3番から5番は、口頭報告をします。

(書面報告)

(19番三浦彰芳委員) ⇒欠席⇒(大泉第一調査委員長報告)

番号1番は、賃借権の設定により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑2,777㎡のうち2,477㎡を転用し、資材置場に1,276㎡、駐車場に405㎡、通路等に796㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。なお、申請のあった農地について今回の事業区域外の部分を、許可を得ないで資材置場として使用していたことに対して、土地所有者から始末書が提出されており、今後速やかに農地転用許可申請の手続きを行う旨の報告がされています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(13番庄子みゆき委員報告)

番号2番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。街区がある程度形成されている農地があることから第3種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑310㎡(実測379.01㎡)を転用し、資材置場に138.68㎡、駐車場(5台)に107.33㎡、通路等に133㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、融資契約書の写しが提出されております。なお、許可を得ないで砂利敷きとしていることに対して、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

柴田市郎委員 (12 番)	<p>番号3番と4番は、関連がありますので一括して報告します。売買により、系統用蓄電池設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、蓄電所建設・運業者が田1,635㎡を転用し、蓄電所に676.18㎡、通路・作業スペース等に958.82㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、融資契約書の写しが提出されております。また、仙台市大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号5番は、売買により、系統用蓄電池設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、蓄電所建設・運業者が田758㎡を転用し、蓄電所に402.85㎡、通路・作業スペース等に355.15㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、融資契約書の写しが提出されております。また、仙台市大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。事務局から系統用蓄電池について補足説明願います。</p>
事務局農地係長	(系統用蓄電池の施設について補足説明)
議 長	<p>第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。</p>
小野寺潔委員 (6 番)	<p>太陽光だと20年という期間があるかと思いますがこれは年数とかありますか。</p>
事務局農地係長	<p>こちらにつきましては、特に何年間というような期間の定めはないようです。土地は売買であり賃貸借ではございません。施設の耐用年数がどれぐらいかは分りませんが、施設を使って日々お金を稼ぐような施設となります。</p>
小野寺潔委員	<p>太陽光よりも恒久的な感じでしょうか。</p>

(6番)

事務局農地係長

そうです。権利が今回賃貸借ではなく売買ということで、所有権を取得して事業を行っていくと思っております。

議 長

他に何かございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後3時24分)

議 長

次に、第4号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを上程いたします。事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

議案書の4ページから6ページをご覧ください。第4号議案農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき宮城県農地中間管理機構から意見及び貸付相手方に関する要件について確認を求められているものです。今回、耕作者を変更するものです。令和7年7月25日宮城県公告予定分です。総数3件、8筆9,266㎡に係るものです。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する要件を満たしているものです。

議 長

第4号議案について、ご異議・ご意見等はございませんか。

高橋勝彦委員
(15番)

今回の案件で、耕作者が農事組合法人に変更になりましたが、耕作者が体調を崩したことが理由の一つです。現在の耕作者が作ることができなくなった場合、新たな耕作者を農地中間管理機構が探して見つけてくれるのでしょうか、それとも、現在の耕作者が新たな耕作者を見つけて、変更するのでしょうか。農地中間管理機構から借りて耕作している耕作者も高齢となり、今後、こういうことが多々あるかと思いますので、手続きの確認をお願いします。

事務局農地係長

両方のパターンがあると思います。作ることができなくなったので誰か探してくださいとなり、コーディネーターなどが動いて、耕作者を見つけてきましたというパターンもあると思いますし、地域の中で話し合い、今後はこの方をお願いし

	たいということを農地中間管理機構に申し入れてやる場合もあるかと思ひます。
高橋勝彦委員 (15番)	農地中間管理機構で動いてもらえばいいのですが、実際は、全部地元でやっている状況です。
事務局農地係長	今年度は、受け付けはJAで、契約は農地中間管理機構が担当して、進めていくこととなります。耕作者については、農地中間管理機構に責任持って探すように伝えたいと思ひます。
阿部康幸委員 (4番)	農地中間管理機構に10年契約で貸した場合の耕作者変更について確認します。今回の件ではありませんが、宮城野区において耕作者変更が行われましたが、出し手の方は当初契約した方とは違う方が自分の農地を耕作していたことに驚き、問題になっているといったお話を伺っております。出し手には、耕作者が変更されたといった通知はされるのでしょうか。出し手が耕作者を知らないというのは良くないと思ひます。
事務局農地係長	受け手が変わることを農地中間管理機構から出し手の方に連絡はしていないとのこと。自主的に新たな権利を取得した受け手の方が出し手の方に伝える場合はあると伺っています。
嶺岸若夫会長職務 代理者(番号2番)	農地中間管理機構は、受け手が変わった場合、今後も通知しないということではないですか。
事務局農地係長	その通りで、そういう方針です。
嶺岸若夫会長職務 代理者(番号2番)	何のために手数料をとっているのか疑問です。
熊谷幸夫委員 (8番)	受け手が変わった場合、出し手と受け手が対面で契約の手続きはやらないのでしょうか。
議 長	農地中間管理制度について、契約の方法もいろいろ変わってきています。
事務局農地係長	地域計画が策定され促進計画となりました。出し手を農地中間管理機構がマッチングするというような場合もありますが、多くは、出し手、受け手が一緒になって、農地中間管理機構に申し込みをするというのが多いというようには聞いています。そのため、最初の契約段階では、誰が作っているかは分っていると思ひます。
高橋勝彦委員 (15番)	今までは農地中間管理機構の契約は、農協で貸し借りのマッチングをして、契約も双方同席し、相手が誰だか分かる契約の方法でしたが、農地中間管理機構の方

が契約会を行うとなるとどのような契約の方法をするのでしょうか。例えば、農家の方と農地中間管理機構の職員の担当者と2者で契約をするのでしょうか。農地中間管理機構機にお伺いしていただきたいです。

熊谷幸夫委員
(8番)

通常は出し手と受け手がいて相互にマッチングがなされ、それで契約になるので一方的にはできないのではないのでしょうか。

事務局農地係長

契約につきましては、今までのJAのやり方を踏襲していくと農地中間管理機構からは聞いています。新規の申し出、更新も含めてですが、出し手と受け手が一緒に契約会議の場で契約するというような形でいくと聞いています。マッチングはその前の段階になります

高橋勝彦委員
(15番)

契約会については、今まで通りやっていたのでしょうか。

事務局農地係長

契約会については、どこか1カ所ではなく地域に出向いて今までと同様な形で進めていくということです。また、マッチングについては、農地中間管理機構が主体的に行いますが、農業委員や農地利用最適化推進委員に受け手を探していただきたいという依頼がなされれば、サポートすることとなります。

高橋勝彦委員
(15番)

頼まれたときに必ず協力しなければならないのですか。

事務局農地係長

協力はすることとなりますが、地域の中で受け手がどうしてもいないという場合には、いませんでしたと回答していただければいいです。

阿部康幸委員
(4番)

農地中間管理事業に対して皆さんからいろんな質問ありました。午前中行った企画検討委員会の会議で第1回地域振興委員会を7月に開催し、「地域計画策定後の農地中間管理事業」と題して、みやぎ農業振興公社から説明を行っていただく予定としています。コーディネーターも変わったことから、その方をお呼びしていろいろお聞きすることを計画しています。その場で、このような話をさせていただくと思います。私も、出し手の変更の手続きについて伺いたいと考えています。

事務局農地係長

明日、みやぎ農業振興公社と打ち合わせがあるので、研修の講師を依頼する予定です

柴田市郎委員
(12番)

受け手が変わったときに出し手に連絡しないとのことでしたが、明日の打ち合わせで、出し手に連絡するように要望して欲しいです。

事務局農地係長

お伝えします。

議 長	<p>農地中間管理事業については奥深い問題があるようです。例えば地域計画の中で集約をしようといった場合、当然、出し手の意向には関係なくやっていかないと難しいので、その辺も含めて考えていかなければならないということだと思います。地域の話し合いの中で、その辺を解決していこうというのが今の地域計画であり、今後のブラッシュアップに関しても留意する必要があると感じます。</p>
議 長	<p>他に何かございますか。</p>
	<p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>意見がなければ採決します。 農用地利用集積等促進計画（案）については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。第4号議案農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、促進計画（案）については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることといたします。</p>
	<p>(午後3時36分)</p>
議 長	<p>続きまして、協議に入ります。 (1)「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」を、事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 協議 — (1)「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」</p>
議 長	<p>ご異議・ご意見等はございませんか。</p>
熊谷幸夫委員 (8番)	<p>農地の集積率や遊休農地の解消面積とありますが、どのような面積でその率を出しているのでしょうか。</p>
事務局農地係長	<p>集積率につきましては、それぞれの地区の農地の面積に対して、担い手が耕作している面積の合計を用いて、集積率のパーセンテージを出しております。最終的に市全体で80%が目標になってきますが、それを達成できる、もう達成しているというような観点で評価がされています。具体的な地区毎の面積などについては、こちらには掲載しておりません。</p>

遊休農地の解消面積につきましては、令和3年度末の時点で、それぞれの地区の緑区分の遊休農地の面積を5年間で解消しようというのが一つの目標になっており、解消できているかどうかというようなところで、この評価がつけられております。

なお、令和3年度末時点で、緑区分がなかった地域は4点が付いており、それ以外は、令和3年度末の緑区分をもとに評点、まったく解消されない場合には、1点というような評点になります。

熊谷幸夫委員
(8番)

個人の目標があればやりがいもできるので、教えていただければもっと頑張れると思います。どうでしょうか。

事務局農地係長

令和7年度の目標になるかと思しますので、どのような形かでお伝えできればと思います。

議 長

他に何かございますか。

(異議・意見等なし)

議 長

異議がなければ、(1)「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」は、承認といたします。

次に、(2)「令和6年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表(案)について」を、事務局から説明願います。

事務局振興係

— 協議 —

(2)「令和6年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表(案)について」

議 長

ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議・意見等なし)

議 長

異議がなければ、(2)「令和6年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表(案)について」は、承認といたします。

次に、(3)「令和7年度農地等の利用の最適化に関する意見(案)について」を、事務局から説明願います。

事務局振興係

— 協議 —

(3)「令和7年度農地等の利用の最適化に関する意見(案)について」

議 長

ご異議・ご意見等はございませんか。

議 長

1 ページの 1 の②で、何が原因で米が不足するかということ調査し、消費者に情報提供するよう国に求めて欲しいということですが、これに関連して、米を取り巻く状況についてお話しします。国は、昔の食糧庁みたいな大きい組織が改変されて、人員も少なくなっているので、つぶさな調査は難しいのではないかと元仙台農協の部長経験者がお話されておりました。皆様は、どのように感じていますか。

郷古雅春委員
(9 番)

米の流通については、前からいろいろ聞いていましたが、自主流通米の制度ができてからだんだん分からなくなり、実際に米全体の流通がどのようになっているのかは、誰も把握していないのではないかとこの話を聞いたことがあります。少なくとも農協では分からないと推測され、その結果が、多分今の状況だと思えます。

議 長

米の出荷量について、宮城県では米のふるいの網目が 1.9 mm で出荷量が落ちるのか、或いは温暖化の影響で粒が小さくなり出荷量が落ちるのか、いろいろ言われています。その辺を農林水産省に調査して欲しいと思っておりますが、難しいようです。結局のところ、生産調整は数量で調整するはずですが、実際、実態が分からないことから、面積で換算して調整しています。この方法が、宮城県あるいは全国的に見てどうなのかということまで知りたいと思っておりますが調査はできないとのことでした。

熊谷幸夫委員
(8 番)

米の話題に関連して、昨日、農機具屋さんで冷蔵庫の購入を相談したところ、今、冷蔵庫を注文してもいつ納品になるか分からないとのことでした。米不足や価格の高騰を受け、JA に出荷しないでお米を家で蓄える傾向が強くなってきており、シーズンを通して米を販売する農家が多くなっているのではないかとこの話をしておりました。

議 長

他に何かございますか。

柴田市郎委員
(12 番)

私は、備蓄米は年次で順繰りに蓄えておき、古いものから飼料用米などにまわしていくのが、備蓄米のシステムと認識していましたが、この頃のニュースで、「古古古米」まで市場に開放するのを聞くと、今システムがどうなのか非常に疑問に感じています。

高橋勝彦委員
(15 番)

備蓄米は、国が、緊急時のために食料を確保しておくということで始まりましたが、米不足のため国が売るようになってしまいました。農家からすれば、農家から安価に提供させ、国で儲けて売っている状態です。農家が今まで何十年も協力してきて、生産者に一番お金が入ってこなければならぬと思うがそうはなっていません。日々、新聞などでいろいろなニュースが取り上げられ、良かった点はどういうところで米ができているか、販売しているかなど、国民が米に関心を

持ってくれたことだと思います。国には、農家も消費者も納得できるような施策をしてもらいたいと考えます。

議 長

他に何かございますか。

大泉権吾委員
(5番)

「趣味や事業としてのハンターの力も借りるべく」の記載で具体的にどんな人たちのことか教えて欲しいです。

事務局振興係

趣味については、駆除してやろうという感じではなく動物を捕まえてみようというような感覚の人、事業としてはイノシシを捕まえて、さばいて、売って収益を挙げたいと考えている事業者のことを想定しており、いずれも猟友会に入るのは難しい状況です。

柴田市郎委員
(12番)

猟友会は、猟銃を使うため警察から性格などの身辺調査も入り厳しいです。趣味的な人は、地域ぐるみ協力隊の箱わな捕獲というもので、協力していただく方法もあるのではないかと思います。

事務局振興係

この部分については、事務局で再度内容、言葉の適切さなどを確認して、文言を直させていただきます。

議 長

他に何かございますか。

(異議・意見等なし)

議 長

異議がなければ、(3)「令和7年度農地等の利用の最適化に関する意見(案)について」は、承認いたします。

次に、(4)「令和8年度農林関係税制改正に関する要望(案)について」を、事務局から説明願います。

— 協議 —

事務局振興係

(4)「令和8年度農林関係税制改正に関する要望(案)について」

議 長

ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議・意見等なし)

議 長

異議がなければ、(4)「令和8年度農林関係税制改正に関する要望(案)について」は、承認いたします。

(午後4時16分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(6) 売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり5件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり7件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページに記載のとおり5件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、5ページに記載のとおり4件ありました。(5)公共工事に伴う農地転用届出については、6ページに記載のとおり1件ありました。(6)売渡あっせん希望農地一覧表については、新規のあっせん申出が1件(2筆)ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(6)について、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問がないようですので、次に、(7)「令和7年度農地パトロール(利用状況調査)の日程等について」を、事務局から報告願います。

— 報告 —

(7)「令和7年度農地パトロール(利用状況調査)の日程等について」

議 長

報告事項(7)について、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

(午後4時43分)

議 長

続きまして、その他に入ります。

(1)会長報告は、私(赤間 敬 会長)からいたします。

会 長	<p>— その他 —</p> <p>(1)「会長報告」</p>
議 長	<p>ご質問等はございますか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に(2)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。</p>
事務局長	<p>— その他 —</p> <p>(2)「事務局からの連絡事項」</p>
事務局農地係長	1 タブレットに関するアンケート結果について
事務局振興係	2 現地確認アプリの設定に係る作業について
	3 令和7年6月～7月の予定表
	4 地域計画に関するアンケート調査について
	5 他市町村農業委員会だより (色麻町)
議 長	<p>ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、その他について終了いたします。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>なければ、以上で議事の一切を終了いたします。</p>
司会：振興係長	<p>それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。</p>
嶺岸会長職務代理者	<p>以上をもちまして、仙台市農業委員会第86回総会を閉会します。</p> <p>閉 会</p>

(午後4時50分)